

○富田林市立図書館団体貸出実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、富田林市立図書館管理運営規則第13条第3項の規定に基づき、団体貸出しについて必要な事項を定めることを目的とする。

(団体の基準)

第2条 この要綱の適用を受ける団体は構成員10名以上の団体とする。

(貸出冊数及び期間)

第3条 図書の貸出し冊数は、1団体1回200冊以内とする。

2 貸出期間は1カ月以内とする。ただし、継続できるものとする。

(登録)

第4条 貸出しを希望する団体は、代表者が団体貸出使用申込書を図書館に提出し、登録を受け、その有効期間は3月31日までとする。

附 則

この要綱は、昭和60年7月1日から施行する。